

意見書

平成 21 年 3 月 2 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 163-8003

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちようめさんばんにごう
住 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 KDDI株式会社

代表取締役社長兼会長 おの でら ただし 小野寺 正

メールアドレス

第一種指定電気通信設備接続会計規則及び接続料規則の一部改正等に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

1. 第一種指定電気通信設備接続会計規則及び接続料規則の一部改正について

今回の接続会計規則及び接続料規則の改正は、「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」の議論を踏まえた適切なものであると考えます。

なお、NGNは発展段階にあり、技術の進展等に伴ってアンバンドル機能の追加や接続料の設定単位の見直しが必要となる可能性があるため、今後も適時・適切に対応する必要があると考えます。

2. 接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン改正案について

今回、接続料を設定する事業者が実施するスタックテストの検証範囲として、「フレッツ光ネクスト」及び「ひかり電話」を加えることが適当との考えが示されたことは、NGNの接続料の適正性の検証を可能とし、公正競争条件の確保につながるものであり、賛同します。NTT東・西はガイドラインで示されたスケジュールに則って確実にスタックテストを実施すべきです。

なお、今後の技術の進展や需要の変化に伴い、NGNのような新しいサービスのみならず、レガシー系サービスについてもスタックテストの対象として追加が必要となる可能性があります。そのため、適宜検証範囲の見直しを行う必要があると考えます。

以上